

空き家対策に係る庁内連携フロー

※ 空き家に関する市民・自治会等からの問い合わせ、通報内容に応じ、次の課かいいに対応を依頼する。

資料 3

1 空き家の適正管理に関する相談

衛生、雑草の繁茂等…環境保全課が対応（環境）
火災の発生の恐れ…消防本部予防課が対応（予防）
建物の劣化等…建築指導課が対応（建指）

固定資産税課税台帳記載の情報提供…資産税課に協力依頼
所有者等が滞納している場合の情報提供…収納課に協力依頼

空家等対策計画素案5（1）
「空家等」の適用の実務フロー

空家等対策計画素案5（2）
「特定空家等」の適用の実務フロー

2 空き家の発生予防、利活用等に関する相談

→ 都市政策課（都政）及び関係団体にて対応・台帳管理